

JADA 検査対象者登録リスト 居場所情報管理 細則 (2007年6月18日)

日本ドーピング防止規程第5.4項「居場所情報の提供」に基づき、本細則を定める。

1. JADA 検査対象者登録リストの対象者

1.1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、1.2項に示す基準に従い候補となる競技者を選出し、そのリストを JADA に提供するものとする。JADA は、各国内競技連盟から提供された候補者から対象者を選出し、JADA 検査対象者登録リストに登録し、当該国内競技連盟に通知するものとする。

1.2 検査対象者登録リスト候補者の選出基準は、以下のとおりとする。

- ① 以下のアまたはイに該当する競技者がいる国内競技連盟は、該当する競技者を全て選出すること。ただし、国内競技連盟は、オリンピック大会に出場する競技者については、オリンピック大会の12ヶ月前から選出すること。
- ② 以下のアまたはイに該当する競技者のいない国内競技連盟は、以下のウに該当する競技者を選出すること。ただし、国内競技連盟は、オリンピック大会に出場する競技者については、オリンピック大会の12ヶ月前から選出すること。
- ③ 前記①及び②以外の競技者がオリンピック大会に出場する場合には、日本オリンピック委員会は、当該選手をオリンピック大会の12ヶ月前から選出すること。

ア. 日本オリンピック委員会強化指定選手の中で、スポーツ振興センターより公的助成金を得ている競技者。

イ. 国際競技連盟より検査対象者登録リストの対象として指定されている競技者。

ウ. 国の代表として競技する競技者。

2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、引退、復帰

2.1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者に対しては、同リストの登録対象となったことが JADA 事務局から書面により通知される。

2.2 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が競技から引退する場合には JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添1:検査対象者引退届)にてその旨を連絡するものとし、JADA 事務局にて同届出を受理後、リストから削除されたことが競技者へ書面により通知される。

2.3 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が引退後、再度競技に復帰する場合には、世界ドーピング防止規程・検査に関する国際基準 4.3.2 条に従い、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添2:検査対象者復帰届)にて連絡するものとする。

3. 対象者からの居場所情報の提供

- 3.1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者は、四半期毎に居場所情報を ADAMS (Anti-doping Administration and Management System) を通じ、JADA に提供するものとする。
- 3.2 ADAMS を用いての居場所情報提供は、原則として競技者本人より行うものとする。ただし、JADA に対し、「ADAMS を使用した居場所情報における ATHLETE AGENT 申請書」を提供することにより、自己の責任において、委任者 (ATHLETE AGENT) に自身の居場所情報提供を委任することができる。
- 3.3 四半期毎の居場所情報の提供期限は、以下のとおりとする。
 - ① 第1四半期 (対象期間 4～6月) : 3月31日
 - ② 第2四半期 (対象期間 7～9月) : 6月30日
 - ③ 第3四半期 (対象期間 10～12月) : 9月30日
 - ④ 第4四半期 (対象期間 1～3月) : 前年の12月31日
- 3.4 提供した居場所情報に変更が生じた場合には、競技者は JADA に提供された情報が常に最新で完全なものになるよう必要に応じてその情報を更新すること。
- 3.5 通信環境等の事情により、ADAMS による居場所情報の提供・更新が困難な場合には、書面による提供・更新も可能とする。
- 3.6 競技者が自己の国際競技連盟に対し居場所情報を提供しなければならない場合には、同時に JADA に対し国際競技連盟に提供した当該情報の写しを提供する。ただし、国際競技連盟への居場所情報提供を ADAMS を通じて行うことにより、当該情報を JADA が利用できる場合には、この限りではない。

4. 居場所情報の未提供等による警告

各対象期間の提供期限までに居場所情報が提供されない場合または居場所情報に不備がある場合には、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用して、警告が送付される。

5. 居場所情報の提供要件違反

- 5.1 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者が、居場所情報の提供義務を果たさず JADA から書面による正式な警告を受けた回数、若しくは検査の試みに応じなかった違反の回数が、連続する18ヶ月の間に単独で又はあわせて3度に及んだ場合には、当該競技者は日本ドーピング防止規程第 2.4 項(居場所情報の提供要件違反)の規程に従ってドーピング防止規則に対する違反を犯したものと判断される。
- 5.2 各警告は、居場所情報の提供期限の日の翌日から18ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない警告は、有効な警告として3度の回数に算入されるものとする。居場所情報の提供義務の不履行を18ヶ月の起算点とする場合には、当該居場所情報の提供期限の日の翌日から起算するものとする。
- 5.3 検査の試みに応じなかった各違反は、検査の日の翌日から18ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として3度の回数に算入されるものとする。検査の試みに応じなかった違反を18ヶ月の起算点とする場合には、当該検査の日の翌日から起算するものとする。